
長野保健医療大学における障害のある学生等の 支援に関する基本方針

長野保健医療大学では、障害者差別解消法その他の法令の定めに基づき、障害のある学生や何らかの支援を要望する学生が、本学の修学において適切な支援が受けられる体制づくりを進めます。

本学では、障害のある学生等に対する障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁ずるとともに、学生等からの申出に基づき、社会的障壁を除去するための合理的な配慮を行います。

また、障害のある人もない人も、受験・入学・講義・実習・試験・学校行事等の狭義の修学を等しく受け、また、学内での学生生活を円滑に送れるよう支援します。

支援体制

障害のある学生や何らかの支援を要望する学生に対して、全学的に支援するために学生相談室を設置し、学生からの相談や、修学に関する配慮についての要望を受け付けるとともに、学内外の関係機関、支援者間の適切な支援について調整します。

個人情報保護と守秘義務

支援する上で知り得た学生の個人情報(障害や相談の内容を含む。)の管理は厳密に行い、情報の共有は学生支援に責任のある者の範囲内とし、それ以外の者については本人の同意を得るものとします。ただし、自傷他害のおそれがある場合はこの限りではありません。

長野保健医療大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 教職員対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づく障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、長野保健医療大学の教職員等（非常勤を含む。以下「教職員等」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害がある者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制約を受ける状態にある者とし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加するものすべてとする。
- (2) 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における物事、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 部局等とは、大学院、学部、事務局、図書館、地域保健医療研究センター、共通教養センター、及び健康管理センターをいう。
- (4) 不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由がなく、障害を理由として、教育、研究その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

なお、正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利と利益及び本学の教育、研究その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員等は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (5) 合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基盤としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

なお、過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各項目の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員等は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- ア 教育、研究その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- イ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ウ 費用・負担の程度
- エ 本学の規模及び財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第3条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消を推進するようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。
- (2) 総括監督責任者は、事務局長をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員等に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 監督責任者は、部局等の長をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における監督者を指定し、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 監督者は、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

（監督者の責務）

第4条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督するとともに、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員等の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認し、直ちに監督責任者へ報告すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員等に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 教職員等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 教職員等は、前項の事務又は事業を行うに当たり留意すべき事項は別に定める。

(合理的配慮の提供)

第 6 条 教職員等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

2 教職員等は、前項の合理的配慮の提供を行うに当たり留意すべき事項は別に定める。

(相談体制の整備)

第 7 条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次の各号とする。

- (1) 学生相談室（受験者及び学生対象）
- (2) 健康管理センター（カウンセリング時申し出のあった学生対象）

(紛争防止等のための体制の整備)

第 8 条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、ハラスメント委員会とする。

(教職員等への研修・啓発)

第 9 条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員等に対し、障害を理由とする差別解消に関する研修及び啓発を適宜行うものとする。

(懲戒処分等)

第 10 条 教職員等が、障害者に対して不当な差別的取り扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合は、職務を怠った場合等に該当する者として、本学の規程等に基づき懲戒処分等に付されることがある。

(雑則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

長野保健医療大学における障害を理由とする差別の解消に関する教職員対応要領の 学生等への対応に関する留意事項

長野保健医療大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）第5条及び第6条に規定する留意事項は、以下のとおりとする。

第1 対応に関する留意事項

1 不当な差別的取扱いに該当し得る具体例（第5条関係）

対応要領第2条第4号のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、これら以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることを留意すること。

- (1) 障害があることを理由に受験を拒否すること
- (2) 障害があることを理由に入学を拒否すること
- (3) 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- (4) 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- (5) 障害があることを理由に実習等学外学修への参加を拒否すること
- (6) 障害があることを理由に事務窓口等の対応順序を劣後させること
- (7) 障害があることを理由に式典、行事、説明会等への出席を拒否すること
- (8) 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- (9) 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第6条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

その内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであるため、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要がある。具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、これら以外にも合理的配慮は多数存在することに留意する。

(1) 物理的環境への配慮の具体例

- ① 車椅子利用者のために校内のバリアフリー化を推進すること
- ② 図書館、演習室等の施設・設備を、他の学生等と同等に利用できるように改善すること
- ③ 移動に困難のある学生等のために、以下の措置を講ずること

- ・ 普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- ・ 車両乗降場所を各館の玄関前とすることを認めること
- ・ 授業で使用する教室を移動しやすい場所に変更すること
- ④ 図書やパンフレット等を誰もが利用しやすいように配置し、その位置を分かりやすく周知するとともに、障害のため手が届きにくい学生に対して、周囲の者が取って渡す等の配慮を行うこと
- ⑤ 学生の障害特性に応じて、授業中の座席配置について、以下のような柔軟な措置を講ずること
 - ・ 頻繁に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
 - ・ 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- ⑥ 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室又は休憩スペースの確保に努めること

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- ① 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、文字通訳等の手法を用い、可能な範囲で情報取得を保障すること
- ② ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、筆談等必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- ③ シラバスや教科書・教材等の印刷物について、学生等の要望に応じて電子ファイルや拡大資料等により提供すること
- ④ 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、字幕が付与されたビデオ等の視聴覚教材の活用や音声変換アプリ等の使用を認めるとともに、必要に応じて補足説明を加えること
- ⑤ 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- ⑥ 情報や指示を明確に伝えるため、可能な限り以下の措置を講じること
 - ・ 手続きや申請の手順を矢印やイラスト等で分かりやすく伝えること
 - ・ 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
 - ・ 入学試験、定期試験又は授業関係の注意事項や指示を口頭で伝えるだけでなく、書面により伝達すること
- ⑦ 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいように配慮することやテキストベース、音声変換アプリの読み上げ機能での意思表示を認めること

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ① 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間の延長、別室受験や支援機器の利用、拡大文字の使用を認めること
- ② 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- ③ 障害のある学生等の求めに応じて、介助者等の以下の行為を認めること

- ・外部の人々の立入りを禁止している施設への立入
 - ・学生等が授業に出席するために必要な場合の教室等への入室
 - ・事務窓口での代筆等による手続き補助
- ④ 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩をとることを認めることや、休憩時間を延長すること
 - ⑤ 実習等の学外学修において、合理的配慮の提供が可能な施設を考慮するとともに、合理的配慮の具体例等を例示したマニュアルを作成し提供すること
 - ⑥ 障害のある学生等が参加している実験、実習等において、一緒に学修している支援学生等が実習補助等の支援を行うこと
 - ⑦ (外国語の) リスニングが難しい学生等について、リスニングを必須としない形態の授業に代替すること
 - ⑧ 授業中、ノートをとることが難しいなど配慮が必要な学生等に、ICレコーダー等を用いた授業の録音や板書の写真撮影を認めること
 - ⑨ 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生が作業の補助を行うこと
 - ⑩ 感覚過敏等がある学生等に、症状を和らげるための機材の着用を認めること
 - ⑪ 治療や体調悪化により学修空白が生じる学生等に対して、以下の措置を講ずること
 - ・レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
 - ・補講を行う等、学修機会を確保できる方法を工夫すること
 - ⑫ 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業の履修に配慮すること
 - ⑬ 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などの支援を個別に行うこと

第2 合理的配慮内容の決定に関する留意事項（第6条関係）

1 決定に係る手順

- (1) 障害学生からの意思の表明
- (2) 根拠資料の提出
- (3) 障害学生についての支援体制の構築
- (4) 障害学生と大学等による建設的対話
- (5) 合理的配慮内容の決定
- (6) 決定された内容のモニタリング

2 障害学生からの意思の表明（以下「申し出」という。）

- (1) 原則として、障害学生本人から申し出があった場合に、合理的配慮を行なうこととする。
 意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う申し出も含むこととする。

(2) 申し出がない場合でも当該学生が必要としていることが明白な場合、以下のように努めることとする。

- ① 適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける。
- ② 日頃から学生個々の（障害）特性やニーズの把握に努める。
- ③ 障害学生自ら必要な申し出ができるようになるよう促す。

3 根拠資料の提出

(1) 個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、原則として、申し出には以下の根拠資料の提出を求めるものとする。

- ① 障害者手帳・療育手帳の種別・等級・区分認定
- ② 適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- ③ 神経心理学的検査の結果、学内外の専門家の所見
- ④ 高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等

(2) 障害の内容によって根拠資料の提出が困難な場合は、以下のように努めることとする。

- ① 障害学生が根拠資料を取得する上での支援を行なう。
- ② 建設的対話等を通じ必要性が明白な場合は、資料の有無に関わらず合理的配慮の提供について検討する。

4 障害学生についての支援体制の構築

申し出を受けた学生相談室の職員又は健康管理センター職員（本学が委嘱するカウンセラーを含む）は、対応する医師、学内関係者ととともにチームを編成し支援に当たることを原則とする。

5 建設的対話

合理的配慮の内容は、障害学生と本学が建設的対話を行なったうえで決定する。

建設的対話においては、障害学生本人の意思決定を重視し、本人の意思確認が不在のまま一方的に合理的配慮の内容を決定してはならない。

6 合理的配慮内容の決定

合理的配慮の内容を決定するに当たり、教育の目的・内容・評価の本質を変えず、過重な負担にならない範囲で、教育の提供の方法を変更することができるものとする。

7 モニタリング

合理的配慮の内容について、妥当性やその後の状況把握のためにモニタリングを行ない、必要に応じて内容の調整を行なう。